

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業
入札説明書

令和8年(2026年)4月
札幌市

—目次—

第1章 事業概要	3
1 事業名称	3
2 公共施設等の管理者の名称	3
3 事業の背景・目的	3
4 事業の内容	3
(1) 事業敷地及び事業対象施設	3
(2) 事業方式	3
(3) 事業期間	4
(4) 業務範囲	4
5 予定価格	4
6 支払い条件	4
7 法令等の遵守	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 選定委員会の設置及び評価	6
3 事業者の募集及び選定の手順	6
(1) 事業者の募集・選定スケジュール	6
(2) 募集及び選定の手続き等	7
第3章 入札参加者の参加資格要件	11
1 入札参加者の構成等	11
2 入札参加者共通の参加資格	11
3 入札参加者の業務別の参加資格	12
(1) 設計企業の参加資格要件	12
(2) 建設企業の参加資格要件	12
(3) 工事監理企業の参加資格要件	13
4 参加資格の喪失及び構成企業の変更	13
(1) 参加資格の喪失	13
(2) 構成企業の変更	14
第4章 事業提案の審査に関する事項	15
1 審査の内容	15
2 審査の方法	15
(1) 入札参加資格審査	15
(2) 提案審査	15
(3) 最優秀提案者の選定	15
(4) その他	15
3 提案審査書類の取り扱い	15
(1) 著作権	15
(2) 特許権等	15
4 本市の提供する資料の取扱い	15
第5章 その他事業の実施に関し必要な事項	16
1 議会の議決	16
2 情報提供	16
3 本事業において使用する言語、通貨単位等	16
4 応募に伴う費用負担	16
5 問い合わせ先	16

用語の定義

用語	定義
本市	札幌市をいう。
本事業	本市が実施する（仮称）新スケート・カーリング場整備事業をいう。
本施設	本事業において設計・建設される建築物・設備・外構・駐車場等を総称していう。
新施設	本施設のうち、スケートリンク及びカーリングリンクを含む、新たに設計・建設される建築物・設備・外構・駐車場等をいう。
新スケート・カーリング場	本施設を構成する建築物のうち、スケートリンク・カーリングリンクを含む建築物をいう。
既存施設	本施設のうち、新施設建設に伴い設計・建設（解体含む）が必要となる「つどーむ」の一部（建築物・設備・外構・駐車場等）をいう。
敷地	本施設及びつどーむが立地する用地全体を指し、本事業の事業用地を含む約13haの範囲を指す。
つどーむ	敷地内に立地している札幌市スポーツ交流施設コミュニティドーム（愛称：つどーむ）の総称とし、パークセンター棟、アリーナ棟及び外構等、当該施設を構成するすべてを含めていう。
設計施工一括方式（DB方式）	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設を包括して事業者へ委託する事業方式をいう。
契約	本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務等及び付随する業務等の要求水準書に規定する業務に係る本市と落札者の間で締結される「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 設計建設等請負契約書」に基づく契約をいう。
設計建設等請負契約書（案）	入札公告時に公表した「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 設計建設等請負契約書（案）」をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業グループをいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいい、本市と契約を締結する者をいう。
事業期間	設計・建設期間をいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者をいう。

用語	定義
入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表した入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計建設等請負契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札説明書	入札公告時に公表した「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 入札説明書」をいう。
要求水準書	入札公告時に公表した「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表した「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 様式集」をいう。
落札者	本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表した「（仮称）新スケート・カーリング場整備事業 落札者決定基準」をいう。

第1章 事業概要

1 事業名称

(仮称) 新スケート・カーリング場整備事業

2 公共施設等の管理者の名称

札幌市長 秋元 克広

3 事業の背景・目的

本市では、「第2期札幌市スポーツ推進計画（令和6年（2024年）策定）」において、“スポーツの力でまちの未来を切り拓く”を基本理念に掲げ、この実現を目指し様々な取組を進めている。

基本理念の実現にあたっては、冬季の豊富な積雪や、自然環境を生かしたウィンタースポーツの裾野拡大に向けた取組を重要な施策として位置付け、誰もが気軽にウィンタースポーツを楽しむことができる環境の充実を目指すこととしている。

一方で、市民がウィンタースポーツに取り組むうえで重要な施設であるアイスリンクについては、その多くが1972年の札幌オリンピック開催を契機に整備され、2030年頃に更新時期を迎えることから、アイスリンクの将来像及びその実現に向けて必要な対応を明らかにすることを目的に「札幌市アイスリンク基本構想」を令和6年（2024年）に策定した。

同構想において、美香保体育館については、今後も現在の機能を維持するため後継施設を整備することとし、続く令和7年（2025年）3月、新スケート・カーリング場整備における基本方針のほか、規模や機能、運営手法に関する基本的な事項を定めた「（仮称）新スケート・カーリング場整備基本計画」を策定した。

本事業は、これらの背景を踏まえ、民間事業者の技術的知見・能力を最大限に活用することで氷上競技の振興・裾野拡大を効果的に実現するため、新スケート・カーリング場の整備を行うものである。

4 事業の内容

(1) 事業敷地及び事業対象施設

本事業における事業敷地及び事業対象施設は以下のとおりとする。なお、詳細は要求水準書による。

ア 事業敷地

所在地：北海道札幌市東区栄町885番地1（スポーツ交流施設敷地）

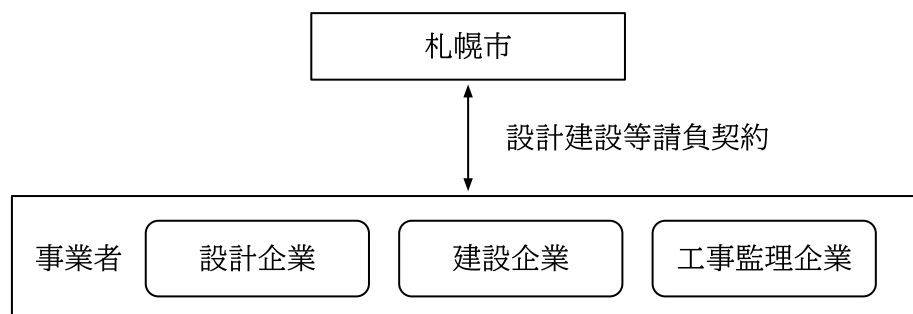
面積：133,329.19㎡

イ 事業対象施設

新スケート・カーリング場及びそれに付随する設備、外構、駐車場等

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する事業者が、施設の設計、建設及び工事監理に係る業務を一括で行う設計施工一括方式（DB方式）とする。



(3) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和12年（2030年）11月29日（金）までとする。

業務	期間
契約の締結	令和9年（2027年）2月
設計・建設期間	契約締結日 ～ 令和12年（2030年）11月
事業終了	令和12年（2030年）11月

※建設工事については、申請予定の交付金・補助金の交付内定後（令和10年（2028年）4月頃を想定）に着手すること。なお、交付金・補助金の対象外の工事については、市と協議のうえ、既存施設の運営に支障がないと認められた場合に限り、交付内定前の着手を可能とする。

(4) 業務範囲

本事業の業務範囲は以下のとおりとする。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 什器備品計画の策定支援及び調達支援
- (ウ) 既存施設の改修設計業務
- (エ) 新施設の設計業務
- (オ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (カ) その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

イ 建設業務

- (ア) 既存施設の解体・撤去業務
- (イ) 既存施設の改修業務
- (ウ) 本施設の建設業務
- (エ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (オ) その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 設計図書の内容の把握及び設計意図の伝達等
- (イ) 設計図書に照らした施工図等の検討及び確認
- (ウ) 工事と設計図書との照合及び確認
- (エ) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- (オ) 業務報告書等の提出
- (カ) その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

5 予定価格

本事業の予定価格は、以下に示すとおりとする。算定根拠及び内訳は公表しない。また、最低制限価格及び調査基準価格は設定しない。

予定価格：10,200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 支払い条件

本事業における契約金は、設計建設等請負契約書にて定める支払限度額の範囲内において、各年度の出来高に応じて支払うものとする。なお、各年度の支払限度額については、以下に示す想定出来高を基本とし、落札者と協議のうえ定める。

その他支払い方法等の詳細については、設計建設等請負契約書にて示す。

年度	想定出来高
令和8年度	支払いなし
令和9年度	設計業務費のうち、基本設計費に相当する額
令和10年度	設計業務費の残額
令和11年度	建設費の30%を上限とする額
令和12年度	建設費の残額、及び工事監理費の全額

7 法令等の遵守

本事業の設計、建設及び工事監理の各業務（以下「各業務」という。）を遂行するにあたり、関連する法令、条例、規則等を遵守するものとする。

なお、各業務において遵守すべき具体的な法令等については、要求水準書に定めるところによるものとする。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮したうえで、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

また、本事業は、WTO政府調達協定の対象となる事業であり、入札手続きは「札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」に基づいて実施する。

2 選定委員会の設置及び評価

落札者の選定にあたり、本市は、客観的な評価を行うために、以下の有識者等からなる「(仮称)新スケート・カーリング場整備事業者選定委員会」を設置する。

なお、選定委員会は非公開とし、入札参加者が、委員会の委員に対し、落札者選定までに本事業に関連して接触した場合は失格とする。

審査委員名簿

役職	氏名	所属・職名
委員長	石橋 達勇	北海学園大学 工学部 建築学科 教授
委員	新井 貢	札幌国際大学 スポーツ人間学部 スポーツビジネス学科 教授
委員	宇野 二郎	北海道大学 公共政策大学院 教授
委員	齊藤 雅也	札幌市立大学 デザイン学部・大学院 デザイン研究科 教授
委員	荒木 敏光	札幌市 スポーツ局 施設整備担当部長

3 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日程（予定）	内容
令和8年4月1日	入札説明書等の公表
令和8年4月15日	入札説明書等に関する質問等受付締め切り（1回目）
令和8年4月28日	入札説明書等に関する質問等に対する回答公表（1回目）
令和8年5月21日	入札参加資格審査書類等の受付締め切り
令和8年5月27日 ～5月28日	入札説明書等に関する個別対話の実施（1回目）
令和8年6月2日	入札参加資格審査結果の通知
令和8年6月3日	入札説明書等に関する質問等受付締め切り（2回目）
令和8年6月24日	入札説明書等に関する質問等に対する回答公表（2回目）
令和8年7月2日 ～7月3日	入札説明書等に関する個別対話の実施（2回目）
令和8年9月30日	提案書の受付締め切り、開札
令和8年11月	提案書に関する事業者ヒアリング
令和8年11月	落札者の決定及び公表
令和8年12月	仮契約締結
令和9年2月	契約締結

(2) 募集及び選定の手続き等

ア 入札説明書等への質問等の受付及び回答の公表

入札説明書等への質問等の受付及び回答の公表を次のとおり計2回行う。

(ア) 入札参加資格審査書類に関する質問

入札参加資格審査書類に関する質問等を以下のとおり受け付ける。

a. 受付期間 : 令和8年4月1日(水)～4月15日(水)午後3時必着

b. 受付方法 : 様式集で定める質問書(様式1-1)に記入のうえ、添付ファイルにて「第5章5問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。なお、受付期間外の質問等については回答しない。

電子メールで質問を送付後、「第5章5問い合わせ先」まで質問書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日(祝日を除く)午前8時45分～午後5時15分(受付期間の最終日は午後3時まで)とする。

c. 回答の公表 : 令和8年4月28日(火)までに本市ホームページに掲載し、公表する。

d. 留意事項 : 質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則公開とする。なお、本市は、提出のあった質問等のうち必要と判断した場合には、質問等の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(イ) (ア)以外に関する質問

(ア)以外に関する質問等を以下のとおり受け付ける。

a. 受付期間 : 令和8年5月27日(水)～6月3日(水)午後3時必着

b. 受付方法 : 3(2)ア(ア)bに同じ

c. 回答の公表 : 令和8年6月24日(水)までに本市ホームページに掲載し、公表する。

d. 留意事項 : 3(2)ア(ア)dに同じ

イ 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知は、次のとおり実施する。

(ア) 受付期間 : 令和8年5月11日(月)～5月21日(木)午後3時必着

(イ) 受付方法 : 様式集で定める入札参加表明書及び入札参加資格確認書類等を「第5章5問い合わせ先」へ持参又は郵送すること。

持参の場合は、月曜日～金曜日(祝日を除く)午前8時45分～午後5時15分(受付期間の最終日は午後3時まで)とし、あらかじめ電話又はメールにて持参日時を連絡すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等とすること。

(ウ) 結果通知 : 入札参加資格審査結果は、入札参加資格審査書類を提出した者に令和8年6月2日(火)までに確認結果を各入札参加者の代表企業へ通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(エ) その他 : 入札参加資格審査書類を提出した者のうち、結果通知により参加資格がないと認められた者は、本市に対し、令和8年6月16日(火)までに入札参加資格がないと認められた理由を問う書面(任意様式)を「第5章5問い合わせ先」へ持参又は郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

ウ 現地見学及び既存施設見学の実施

現地見学及び既存施設見学について、入札参加資格審査書類提出者を対象に次の期間に受け付ける。

- (ア) 受付期間：令和8年5月11日（月）～9月9日（水）午後3時必着
- (イ) 受付方法：様式集で定める現地見学等申込書（様式1-3）に記入のうえ、添付ファイルにて「第5章5問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。
電子メールで申込書を送付後、「第5章5問い合わせ先」まで現地見学等申込書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分（受付期間の最終日は午後3時まで）とする。
- (ウ) 実施日：日時等の詳細は、申込書の提出者へ個別に連絡する。
- (エ) その他：現地見学は、敷地内及びつどいむ内、既存施設見学は、美香保体育館、月寒体育館、札幌市カーリング場を対象とする。
現地見学については、受付期間内に複数回実施することも可能とする。

エ 入札説明書等に係る個別対話の実施

入札説明書等に係る個別対話について、入札参加資格審査書類提出者を対象に次のとおり計2回実施する。

- (ア) 個別対話（1回目）
 - a. 受付期間：令和8年5月11日（月）～5月21日（木）午後3時必着
 - b. 受付方法：様式集で定める個別対話申込書（様式1-2）に記入のうえ、添付ファイルにて「第5章5問い合わせ先」まで電子メールにより提出すること。
電子メールを送信後、「第5章5問い合わせ先」まで個別対話申込書の着信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時45分～午後5時15分（受付期間の最終日は午後3時まで）とする。
 - c. 実施日：令和8年5月27日（水）～5月28日（木）
日時等の詳細は、申込書の提出者へ個別に連絡する。
- (イ) 個別対話（2回目）
 - a. 受付期間：令和8年6月24日（水）～6月29日（月）午後3時必着
 - b. 受付方法：3(2)エ(ア)bに同じ
 - c. 実施日：令和8年7月2日（木）～7月3日（金）
日時等の詳細は、申込書の提出者へ個別に連絡する。

オ 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、3(2)カ(ア)受付締切までに様式集で定める「入札辞退届」を提出すること。

カ 入札書及び技術提案書の受付・ヒアリング

入札参加者は、様式集に定める入札書及び技術提案書等を本市に提出すること。

なお、入札参加者から提出された技術提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、技術提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

- (ア) 受付締切：令和8年9月30日（水）午後3時必着
- (イ) 提出方法：3(2)イ(イ)受付方法に同じ。
- (ウ) ヒアリング：入札参加者に対し、令和8年11月上旬（予定）にヒアリングを行う。なお、日時や場所等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対して本市より通知する。

キ 開札

入札書の開札は、本市において、以下のとおり行う。

(ア) 日時・場所

令和8年9月30日（水）

時間及び場所等の詳細は、開札日の7日前までに、各入札参加者の代表企業に対して本市より通知する。

(イ) 実施方法

- a. 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立ち会う場合、様式集及び提案記載要領における委任状（開札の立会）（様式4-5）を当日持参することとする。
- b. 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。開札場には、入札参加者、その代理人又は立会職員及び入札事務に関係のある本市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができない。
- c. 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- d. 入札参加者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書を替えることとする。
- e. 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- f. 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - ・公正な執行を妨げようとした者
 - ・公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- g. 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行う。
- h. 当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

ク 入札参加に関する留意事項

(ア) 公正な入札の確保

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約解除等の措置をとる。

(イ) 入札書等及び提案審査書類の差替え等の禁止

入札参加者は、入札書等及び提案審査書類の提出後において、これらの差替え及び再提出をすることができない。ただし、本市が求めた場合はこの限りではない。また、入札参加資格審査及び提案審査の実施にあたり、追加資料等の提出を求める場合がある。

(ウ) 入札の延期等

本市は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(エ) 入札の無効

- a. 第3章で示す入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- b. 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(オ) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、税込みの入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額。以下同じ。）の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納めなければならない。

入札保証金に代わる担保や保証の額等については、本市HPに掲載の「工事における入札保証の取扱試行要領」に準じて取り扱う。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/00siko1.pdf>

(カ) その他

- a. 入札説明書に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合は、参加資格確認審査結果の通知前においては本市ホームページにて公表する。また、参加資格確認審査結果の通知後においては代表企業に通知する。
- b. 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

ケ 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定に関する一連の手続において、入札参加者がいない、又はいずれの入札参加者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、本市は、落札者を決定せず、入札手続の執行を中止することがある。

この場合、本市は、速やかにその旨を本市のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても入札の準備に要した費用は各入札参加者の負担とする。

コ 落札者の決定及び公表

提案内容及び価格を総合的に評価した結果、最も評価の高い者を落札者として決定し、通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。

サ 契約締結

落札者決定後速やかに協議等を行い、本市と落札者との間で仮契約を締結し、契約の締結に関する本市市議会の議決を経て、契約締結とする。

シ 契約の形態

契約は、本市と事業者となるすべての構成企業との間で締結する予定である。

ス 契約不成立の場合の処理

(ア) 基本的な考え方

落札者決定後、事由を問わず仮契約の締結に至らなかった場合（仮契約が解除された場合を含む。）又は仮契約に基づいた本契約締結に係る議案が札幌市議会により否決されたことにより本契約として成立しなかった場合、既に本市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないこととする。ただし(イ)、(ウ)に該当する場合は本市による損害賠償請求等を行う場合がある。

(イ) 本市による解除等

契約に係る本契約の効力発生までに、落札者において、入札説明書等に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、本市が公表した設計建設等請負契約書（案）における第59条若しくは第72条の落札者の責めに帰すべき事由によるものに該当する場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、本市は、仮契約を締結せず、又は締結済の仮契約を解除することができるものとする。

(ウ) 本市による損害賠償請求等

本市がやむを得ない事由があると認めた場合を除き、契約に係る本契約の効力発生までに、(イ)の事由に該当して仮契約を締結しない場合、若しくは締結済の仮契約を解除した場合、又は落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合、落札者は本市に対して、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の3に相当する金額の違約金を支払う義務を負うものとする。なお、当該違約金は、本市が返還しないこととなる入札保証金（これに代わる担保等による損害賠償を含む。）をもって充当するものとする。

第3章 入札参加者の参加資格要件

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、複数の企業から構成される企業グループであることとし、設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）から構成されるものとする。
- (2) 入札参加者は、全ての構成企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。また構成企業のうち、建設企業から1者を代表企業と定めることとし、代表企業は、応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る入札参加者と関連する企業の全ての調整等の責任を負うこととする。

2 入札参加者共通の参加資格

入札参加者の構成企業は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。（手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき入札参加資格者名簿の登録を受けている者は除く。）
- (3) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 入札参加表明書の提出期限の日から落札者の決定の日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下本項目において「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（入札参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 単独又は他の入札参加者の構成企業として、複数の提案をしていないこと。
- (7) 他の入札参加者の構成企業と資本面（※1）又は人事面（※2）において一定の関連のある者でないこと。
 - （※1）当該企業等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者。以下同じ。
 - （※2）代表権を有する役員が当該企業等の代表権を有する役員を兼ねている者。以下同じ。

- (8) 本事業に関する「(仮称)新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザー業務」の受託者及びその協力会社である株式会社長大、はぜのき法律事務所及びこれらの者と資本面又は人事面において一定の関連のある者でないこと。
- (9) 選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面において一定の関連のある者でないこと。

3 入札参加者の業務別の参加資格

入札参加者の構成企業は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、建設業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において一定の関連のある者同士が実施してはならない。

なお、各企業の参加資格要件にて規定される、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、入札参加表明書の提出期限日の前日から起算して20日前の日までに次のとおり競争入札参加資格審査を申請すること。

- 申請先
札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）
電話番号：011-211-2152
- 申請に必要な書類の入手方法
上記申請先で交付するほか、下記の本市ホームページからダウンロード。
http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

(1) 設計企業の参加資格要件

設計企業は、以下に示すア～エの全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者が以下のア～エの全ての要件を満たし、その他の者は、ア～ウの要件を満たすこと。

ア 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。

エ 以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす業務について元請として履行実績を有すること。

ただし、下記(ア)と(イ)の要件は、それぞれ別の業務実績によるものでもよい。なお、当該履行実績は平成23年4月1日以降に業務が完了し、引き渡しが済んでいるもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。

(ア) 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設の新築工事に係る実施設計

(イ) 寒冷地（※）における公共施設の新築工事に係る実施設計

※「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（最終改正：令和6年6月28日国土交通省告示第975号）別表第10」に示される「地域の区分1」～「地域の区分3」を指す。以下同じ。

(2) 建設企業の参加資格要件

建設企業は、以下に示すア～エの全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも代表企業が以下のア～エの全ての要件を満たし、その他の者は、ア～ウの要件を満たすこと。

ア 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、工種「建築」で登録されており、当該工種登録の際に客観的事項について算定された点数（客観的評定点）が1,200点以上であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、工事期間中において専任かつ常駐で適切に配置すること。なお、配置する監理技術者等は以下に示す全ての要件を満たすものとし、事業者選定後の変更は原則として認めない。

(ア) 一級建築施工管理技士、一級建築士、又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。

(イ) 入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 監理技術者として配置される者にあつては、建設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

エ 以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす工事について元請として施工実績を有すること。ただし、下記(ア)と(イ)の要件は、それぞれ別の施工実績によるものでもよい。なお、当該施工実績は平成23年4月1日以降に工事が完了し、引き渡しが進んでいるもの（共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上であるものを含む。）であること。

(ア) 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設又は500席以上の観客席を有する劇場、演芸場、観覧場等の建物の新築工事

(イ) 寒冷地における公共施設の建物の新築工事

(3) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、以下に示すア～エの全ての要件を満たすこと。ただし、複数の者で実施する場合は、少なくとも1者が以下のア～エの全ての要件を満たし、その他の者は、ア～ウの要件を満たすこと。

ア 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である工事監理技術者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。）を配置できること。

エ 以下に示す(ア)及び(イ)の要件を満たす業務について元請として履行実績を有すること。ただし、下記(ア)と(イ)の要件は、それぞれ別の業務実績によるものでもよい。なお、当該履行実績は平成23年4月1日以降に業務が完了し、引き渡しが進んでいるものであること。

(ア) 延床面積5,000㎡以上を有するアイスリンク、アリーナ、体育館、その他これらに類する屋内スポーツ施設の新築工事の実施設設計又は工事監理

(イ) 寒冷地における公共施設の新築工事の実施設設計又は工事監理

4 参加資格の喪失及び構成企業の変更

(1) 参加資格の喪失

入札参加者が、入札参加表明書の提出期限の日から落札者決定日まで、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消す。

ただし、構成企業のうち、1ないし複数の者が参加資格を喪失した場合において、以下のア、イに記載するいずれかの要件を満たしたうえで、入札参加者の再編成を本市に申請し、提案書の受付締め切り日までに本市が認めるときは引き続き有効とする。

なお、以下のア、イいずれかに該当する場合であっても、代表企業が参加資格要件を喪失したときは、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

ア 参加資格を喪失しなかった者（以下「残存企業」という。）のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たし、かつ、残存企業の中から参加資格を喪失した者（以下「喪失企業」という。）が行う予定であった業務を代替する者を特定したうえで、残存企業のみで入札参加者を再編成するとき

イ 喪失企業と同等の能力・実績を持ち、かつ、入札参加者の参加資格要件を満たす者を新たに構成企業として加え再編成するとき

(2) 構成企業の変更

入札参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、提案書の受付締め切り日までの間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

第4章 事業提案の審査に関する事項

1 審査の内容

審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準等の詳細は落札者決定基準に示す。また提出書類等の詳細は様式集に示す。

2 審査の方法

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格者が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているか審査する。満たさない場合は失格とする。

(2) 提案審査

入札参加資格審査を通過した者から提出された入札提出書類について、落札者決定基準に従い、基礎項目審査（要求水準の客観的な必須仕様の充足確認）を行い、それを満足していないと認められる場合は、その時点で失格とする。

次に基礎項目審査を通過した入札参加者の提案内容について、定量的評価及び定性的評価を行う。

(3) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、定量的評価及び定性的評価による総合評価点が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。ただし、定性的評価の結果、全ての評価項目において「要求水準を最低限満たすのみの提案（D評価相当※）」と判断された場合は、総合評価点の高低にかかわらず、最優秀提案者として選定しない。

※D評価相当：要求水準書に示された内容を満足してはいるが、本事業の目的に資する独自の工夫や技術的付加価値が認められない提案。

(4) その他

入札参加者が1者のみである場合においても、前項までの審査を行い適切と判断される場合は、最優秀提案者を選定する。

3 提案審査書類の取り扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市が札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき応募内容を公表する場合、その他本市が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

4 本市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札までに辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、事業の実施にあたり、契約について議会の議決を必要とする。なお、議案の否決や修正により、本事業の実施が不可能となった場合には、本事業を中止又は変更する可能性がある。

2 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市のホームページに掲載し公表する。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

札幌市スポーツ局スポーツ部スポーツ都市推進課（施設整備担当） 住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル9階 電話番号：011-211-3077 電子メールアドレス：sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp
